



FINANCIAL  
TIMES

Financial Times (Japan) Ltd  
Nihon Keizai Shimbunsha  
Tokyo Honsha Building 10F  
1-3-7 Otemachi, Chiyoda-ku  
Tokyo 100-8066 JAPAN

Tel: +81-3-6332 7753  
Fax: +81-3-5219 8881  
www.ft.com

## 消費税法改正に伴う税率変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。このたびは、ご契約をいただきまして誠にありがとうございます。

さて令和元年度税制改正に伴い、令和元年10月1日より弊社フィナンシャルタイムズ紙の課税方法が下記の通り変更されることになりましたので、お知らせいたします。

\* 紙の新聞: 8% (軽減税率適用)

\* 電子版(FT.com): 10% (軽減税率適用外) ※ 納税方法は引き続きリバースチャージ方式

定期購読契約が締結された紙の新聞に関しては、軽減税率対象となるため、8%にて請求書に記載している税額をお支払いいただきます。

他方、FT.com(電子版の新聞)は電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象とならないため、10%の税率で、従来通りリバースチャージ方式(ご利用者側による申告納税)にてお支払いいただくこととなります。

※リバースチャージ方式について:

平成27年度税制改正に伴い、国外事業者による電子通信利用役務の提供に日本の消費税が課税されることとなりました。FT.comは、電子通信利用役務に該当いたします。

The Financial Times Limited は、国税庁に国外事業者として登録をしております。登録番号は00008です。事業者向けの取引については、「リバースチャージ方式」が導入され、取引の受け手である国内事業者は申告納税義務が課されております。なお、課税売上が95%以上の事業者や簡易課税事業者については、事業者の事務負担が配慮されリバースチャージ対象取引を申告対象から除外可能です。

詳細につきましては、国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp> をご参照ください。ご対応いただくとともに今後とも変わらぬ御愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先: 林田 綾子

セールスサポート・コーディネーター  
03 6332 7753 (直通)  
[ayako.hayashida@ft.com](mailto:ayako.hayashida@ft.com)